

鳥取県選挙管理委員会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第1項の規定により、次のとおり委員長を選挙したので、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和26年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第1条第4項の規定により告示する。

平成24年1月27日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 住 所 米子市八幡224-4
- 2 氏 名 相見 慎